

松江市現場改善活動支援事業補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 28 日

松江市告示第 96 号

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市現場改善活動支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 製造業 日本産業標準分類（平成 25 年 10 月改定）に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。
- (3) 現場改善活動 生産性の向上、品質レベルの向上、安全性の確保等を目的として実施する、生産に関わる範囲全てにわたる業務改善活動で、製造現場の作業員自らが継続的かつ組織的に取り組むものをいう。

(補助の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市現場改善活動支援事業補助金
補助金交付の目的	中小企業者が生産性及び品質レベルの向上、安全性の確保等を図るために必要な現場改善活動の推進に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者の企業力向上を図り、もって本市の産業振興に資することを目的とする。
交付の対象である事業の内容	現場改善活動に係る次に掲げる事業であって、事前の改善計画の社内検討及び専門家等の適切な所見により、当該事業年度内において改善実施後の効果が見込まれるものとする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。 (1) 改善実践事業

	<p>ア 現場改善の基礎づくり事業 現場改善活動の効果的な実施及びその定着化のための基礎的な実践の取組</p> <p>イ 現場改善による付加価値向上事業 機械装置等既存設備の改造又は製造工程の見直しにより、生産効率の向上又は製造コストの低減を図る取組</p> <p>(2) 感染症対策事業 従業員の感染症予防を目的として実施する現場の改善を図る取組</p>
補助対象経費	別表に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。
交付の率又は金額	<p>次に掲げるとおりとする。ただし、同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は、(1)ア、(1)イ及び(2)それぞれの事業につき1回を限度とする。</p> <p>(1) 改善実践事業</p> <p>ア 現場改善の基礎づくり事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、10万円を上限とする。</p> <p>イ 現場改善による付加価値向上事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、30万円を上限とする。</p> <p>(2) 感染症対策事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、30万円を上限とする。</p>
補助事業者の範囲	製造業を主たる事業として営む中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。
終期	令和6年3月31日

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 見積書及びその明細の写し
- (2) 直近2期分の決算書の写し

(実績報告)

第5条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書
(現地調査)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請及び実績報告に際し、必要に応じて市職員等による現地調査を受けることとし、改善前の状況及び改善後の効果の確認に協力しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
(読替規定)
- 2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第5条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

附 則(平成29年3月30日松江市告示第171号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日松江市告示第143号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日松江市告示第150号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日松江市告示第178号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月1日松江市告示第431号)

この告示は、令和2年7月1日から施行し、改正後の松江市現場改善活動推進支援事業補助金交付要綱の規定は、令和2年6月1日から適用する。

附 則(令和3年3月31日松江市告示第231号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日松江市告示第226号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日松江市告示第246号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 改善実践事業

ア 現場改善の基礎づくり事業

経費区分	内 容
需用費	工場及び設備清掃用の薬剤、工場内の安全通路又は荷物置場の区画明示に使用する塗料等の消耗品購入費、品質(精度、衛生レベル等)に関する顧客要求への対応又は労働安全衛生環境整備に必要な施設設備の修繕費
役務費	現場改善のための製造工程見直しに伴う設備の運搬費等
原材料費	ムダの削減、作業の効率化等の現場改善に必要な治具・工具、什器・台車の導入等経費(自ら必要備品を製作又は改造する場合は、その材料費)
備品購入費	
その他	その他市長が特に必要と認める経費

イ 現場改善による付加価値向上事業

経費区分	内 容
委託料	既存生産設備の改造、製造ラインのレイアウト変更、これらの改造又はレイアウト変更に伴う施設・付帯設備の改修等の現場改善経費
工事請負費	
需用費	上記現場改善の実施に伴い生じる各種の経費
役務費	
原材料費	
備品購入費	
その他	

(2) 感染症対策事業

経費区分	内 容
委託料	工場内の3密対策(換気機能のあるエアコンの設置、密閉対策、レイアウト変更等の密集対策及びビニールフィルムの設置等の密接対策)に伴う施設・付帯設備の改修等の現場改善経費
工事請負費	
備品購入費	感染症対策の実施に伴い生じる各種の経費
その他	その他市長が特に必要と認める経費